

平成 27 年度 第 2 回滋賀県立図書館協議会議事録

- 1 日 時：平成 28 年(2016 年) 2 月 18 日 (木) 13:00～15:30
- 2 会 場：県立図書館 大会議室
- 3 出席者：会長 山本昭和
副会長 廣瀬香織
委員 今関信子、遠藤恵子、小野田文雄、神部純一、小林慶大、
藤居毅、古塚秀穂 (五十音順) ※ 1 名欠席
県教育委員会事務局
山崎薫 (生涯学習課長)
県立図書館
國松完二 (館長)、
梅景重利 (調査協力課長)、梅山淑子 (調査協力課専門員)、
岡田知己 (サービス課長心得)、村田恵美 (サービス課専門員)
事務局
谷山友彦 (副館長)、古西貴志 (主任主査)
傍聴者
2 名
- 4 議 題：
 - (1) 平成 27 年度事業について
 - (2) 図書館利用についてのアンケート調査およびカウンター調査について (速報)
 - (3) 平成 28 年度事業について
 - (4) 「県内大学図書館とのネットワーク構築」について
 - (5) 中長期的な県立図書館のあり方について
 - (6) 県内図書館情勢について
 - (7) その他

<議事録(要約)>

1 開会・挨拶

生涯学習課長：

図書館協議会委員の皆様には平素より本県の子ども読書活動の推進を始め、生涯学習の振興に深いご協力とご理解を賜り、感謝している。第 1 回の冒頭でも申し上げたが、滋賀県立図書館は第 2 期教育振興基本計画や第 3 次滋賀県子ども読書活動推進計画に基づき、読書環境の整備並びに読書活動の推進を図るため、県民の学びを支え、さらに充実させるという観点から資料整備を進めるとともに、レファレンス能力をはじめとして、司書の専門性の能力の向上を図りながら市町立図書館との連携体制の充実に努めているところである。知事も地域の「知の拠点」として、県立図書館をはじめとした、公共図書館に大いに期待を寄せている。

引き続き県立図書館が公共図書館ネットワークの要としてその役割を十分に果たすためにも委員の皆様より忌憚のない意見をよろしく願いたい。

館長：

平成 27 年度は、図書館のことが新聞等のマスコミや議会等でとりあげられる場面が多かった。特に、神戸連続児童殺傷事件の犯人が元少年 A の名で出版した『絶歌』の取扱い

について注目された。県議会でも取り上げられたが、多くの都道府県立図書館があいまいな対応を示す中、当館では収集した資料をどのように扱うかという対応をいち早く検討し、公表した点は、県内市町立図書館をはじめ、他府県からも一定の評価を得たと考えている。この議論は、図書館の資料収集の在り方について、一石を投じた問題であったように思う。

秋には週刊誌で盛んに報道されたが、ツタヤ書店の指定管理による運営について、蔵書管理の問題点が浮き彫りになり、小牧市では住民投票の結果、指定管理による新図書館建設計画が市議会で否決され、計画が白紙にもどるという事態も起こっている。

また、図書を出版する側からは、娯楽小説等、図書館で貸出しが多い文芸書について、1年間の貸出しの猶予を求める声が大出版社（新潮社、紀伊國屋書店、KADOKAWA等）から出ており、2月末には全国の公共図書館にお願い文から出されると聞いている。図書館としてどう対応するか、検討しなければならないと考えている。

県内図書館の動きとしては、守山市が新図書館を建築する事が決定し、長浜市も新館建設に向けての動きがでてきている。

当館の運営については、直接来館者に対する積極的なサービスと市町立図書館への支援が高く評価されてきたが、県財政の厳しさが続く中、今後どのように図書館サービスを継続、発展させていくか、が大きな課題である。

先ほど生涯学習課長も申し上げたが、知事は図書購入費も含め、県立図書館のサービス、運営について高い関心をお持ちである。

この1年の県立図書館の活動報告と来年度に向けてどう歩みを進めていくかについて、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴したい。

2 議題

副会長：

それでは、議事を進める。

議題（1）「平成27年度事業について」に移る。

まず、「ア運営状況」の「(ア) 資料整備」および「(イ) 利用」について、事務局、報告をお願いします。

【(1) 平成27年度事業について ア運営状況 (ア) 資料整備】

【(1) 平成27年度事業について ア運営状況 (イ) 利用】

事務局：

(議題「(ア) 資料整備」は、資料1「資料整備状況」に基づき、説明・報告)

(議題「(イ) 利用」は、資料2「利用状況」に基づき、説明・報告)

会長：

議長を引き継ぐ。

ただいま、事務局から説明があった内容について、御意見、御質問をいただきたい。

委員：

子ども読書推進計画として子どもの支援の活動がスタートしたということだが、具体的にどのような活動が行われているのか。スムーズにスタートできていないのか。

生涯学習課長：

学校図書館活動支援事業のことだろうか。

委員：
そうである。

事務局：
学校図書館活用支援事業は、学校図書館のリニューアル作業と資料のセット貸出し、検証授業をセットにして行っている。今年度からの事業であり、学校側にセット貸出しを受け入れていただくタイミングが難しく、12月末時点では9校しか実施できていなかった。現時点ではすべての学校に、セット貸出しを実施している。

館長：
次の議事にあがっているので、その際に、詳しく説明を行いたい。

委員：
了解した。

会長：
資料費が減ってきている中で、他府県と比べてどのような状況か。

館長：
一部の資料費が多い都道府県がある中で、全国平均から言うと、滋賀県はほぼ平均値である。図書が4,637万、雑誌分と合わせて5,700万くらいである。金額のベースで言うと、上から数えた方が早い。非常に全国でも格差がある。資料費が多い県としては岡山県が約1億4千万。ほかに資料費が多い自治体としては鳥取県、大阪府、東京都が挙げられるが、逆に極端に少ない道府県も多いので、平均を取ると滋賀県の資料費程度が平均的な数字になってくる。

会長：
金額的には平均だが、順位的には上の方ということによろしいか。

委員：
昔は全国に誇れるほど資料費があったということか。

館長：
当時は全出版物の7割を収集できるようにということで、平成19年度までは約1億円あり、全国3位だった時期もある。平成20年度から減っており、今年度は13位である。

会長：
了解した。

会長：
他に質問もないようなので、「(ウ) 協力貸出」に移りたいと思う。
事務局、報告をお願いします。

【(1) 平成27年度事業について ア運営状況 (ウ) 協力貸出】

事務局：

(資料3「市町立図書館支援業務(協力貸出)」に基づき、説明・報告)

会長：

ただいま、事務局から説明があった内容について、御意見、御質問をいただきたい。

委員：

高島市からきているので、市町立図書館支援業務についてかなり関心を持って、利用させてもらっている。滋賀県の北の方からここまで往復2時間以上かかるため、県立図書館を恒常的に利用することは困難。そのため、毎週決まった日にリクエストした本が最寄りの図書館に届くのはうれしい。しかし、最寄りの図書館では申込みの際と受け取り際の2回、図書館に赴かないといけないので、市町立図書館でも電話でリクエストできるようになるとうれしい。

また、県立の禁帯出本についても協力貸出しできるようにしてほしい。高島市の中でも、対応は異なっているが、今津図書館では禁帯出本はなく、辞書類でも自宅へ持って帰って調べることが可能である。

会長：

他に御意見があれば。

委員：

私は市立図書館が家の近くなので、2度赴くことについて不便は感じていないが、協力車が金曜日にしか来ないので、逆算して申込みをする必要がある。禁帯出本についてはおおむねどの図書館にもあるようで、相互貸借が出来るのか出来ないのかはその都度交渉してもらっている。本の程度によっては貸出しできないことは承知しているが、今は交渉を頼んでいるところ。中にはボロボロすぎてコピーもできないと言われることもあるが、こちらの要望についてはできる限り応えてもらっているという印象。

委員：

できれば直接ネットで県立図書館にリクエストをかけ、今津の図書館を受け取り場所に指定するというようなことが出来ればよいのだが。

会長：

県立図書館の方針で、窓口は市町図書館にしてもらいたいということがあると聞いている。

委員：

今津の図書館の蔵書状況は私でも分かるので。

会長：

インターネット上で市町図書館の蔵書を調べる際、所蔵がない本については県立から取り寄せることが出来るようなシステムへの検討の余地はあると思われる。

館長：

市町立図書館からは、御提案のような県立図書館のサービスは、抵抗感があると聞いている。当館では、市民へのサービスの主体は市町立図書館であると考えており、その要望は断ってきている。全国では、岡山県と福井県等、数館でご提案のようなサービスを実施していると聞いている。導入の際、岡山県では市町立図書館との調整に手間取ったと聞い

ている。市町立図書館を飛ばしてしまうと、実は市町にも蔵書があるのに県立に頼むというようなケースが多々出て来てしまう。あくまで市町立図書館が市民に対するサービスに責任を持ってもらうことが大切だと考える。

会長：

全国では、ほかにも北海道等、もう少し多くの都道府県立図書館で行っているサービスであると思われる。

館長：

状況については、再度確認を行いたい。

事務局：

リクエストの受付を電話で受け付けている図書館は多いので、高島市が電話では受け付けられないということについては、当館から高島市へ確認しておきたい。

また、当館で禁帯出本となっているものについては、市町図書館までは館内利用という条件付きで、協力貸出しを行っている。ただし、その本がないと他のレファレンスに支障をきたすケースがあるので、通常は5週間の貸出し期限のところを1週間としている。

またご利用していただければと思う。

委員：

私が市町立図書館に頼んだ際は、「県立図書館で禁帯出本なので借りることができない」と言われた。事務局が説明したルールが徹底されていないのでは。県民税を平等に払っている身としては、平等に恩恵を受けて当たり前。県立図書館が最寄りの県民と同様の恩恵を受けたい。

市町立図書館の職員の人数がどんどん削減されているという背景もあるので、利用者が直接申請できる制度にしてほしいと思う。

事務局：

禁帯出本の協力貸出しのルールについては、市町の図書館へ周知徹底していきたい。

会長：

他に質問もないようなので、「(エ) その他」に移りたいと思うが、時間の都合上、資料添付のみとする。ご指摘等は後で伺いたい。

次の議題「イ 学校図書館活用支援事業」について、事務局、報告をお願いします。

【(1) 平成27年度事業について イ学校図書館活用支援事業】

事務局：

(資料5 「学校図書館活用支援事業」進行状況一覧)に基づき、説明・報告)

会長：

ただいま、事務局から説明があった内容について、御意見、御質問をいただきたい。

委員：

現地診断というのが非常に大切かと思うが、石部中学校から事前診断した上で書いてきてもらった設計図が現場に合わないということがあった。現地診断はどのようになされて

いたのか。

また、検証授業も非常に大切だと思うが、本を調べてまとめる過程を図書館で実施とあるが、その過程について、どこかで使用した指導案などを拝見できるとありがたいが、その指導をどのようになされたのかをお聞きしたい。課程だけでなく、何のために図書館を使うのかという理念的な意味も指導されているのかをお聞きしたい。

事務局：

石部中学校の事例については大変申し訳なかった。現地診断で書架等の採寸もしてきたのだが、図面を作図する際に、齟齬がおこった。以後、細心の注意を払って図面を引くようになった。

検証授業については、囑託員の学校図書館支援員については元教員なので、授業の進め方についてはアドバイスをもらっていた。理念的な部分については、自分の言葉で伝える、出典をしっかりと伝える等も含めて、オリエンテーションなどで説明をしていたつもり。検証授業自体はそういう形でなくても、その後の授業で活用できたという例も聞いている。

委員：

来年度も続くということだが、学校図書館が目的ではなく手段ということの間違わないようにしてほしい。検証授業のみで終わってしまわないようにしてほしい。来年度以降も期待したい。

委員：

普段から図書室を利用しない生徒からの意見として、学校図書館の分類について、図書館と同様の分類分けを使用すると、何から読んでよいかわからない。自分のレベルに合ったものを探すことが困難である。絵本の裏表紙の「〇歳向け」といったような分類（「〇〇向き」、「〇〇年生向き」）というような表示を検討いただければと思う。

委員：

朽木小学校を所管する教育委員会の方から、大変使いやすくなったという謝辞があったのでお伝えてしておく。

事務局：

分類分けについて、分類表を大きく掲示し、「1番というのは何の本」という説明もきちんとできていると考えている。小学生であっても発達段階は様々なので、低学年向けという表示をすると、背伸びしたい子などが本を選びにくくなる。また、学校側からも、並行読書として著書関連本を同じ場所に並べる手法の方が、教科指導もしやすいと伺っている。

生涯学習課長：

学校図書館活用支援事業は子ども読書活動推進事業の指標として、学校図書館の中に司書を置くということを大切にしており、図書館に本があるだけではだめで、やっぱり学校司書がいなくては、ということをおわかってもらうことが狙いである。本を選べない子どもに学校司書を選んだり、読んでもらいやすいディスプレイなどに注目してもらいたい。二重投資ではなく、呼び水の投資であると考えている。司書ありきの学校図書館として進めていけるようご指導いただければと思う。

委員：

図書セット貸出しとは、各小学校には違う図書を県立図書館の司書が選んで貸出すと

いうことか。

事務局：

何冊も同じ本を買うのではなく、各学校個々のオーダーを受け、県立図書館が、分野で纏めた各一冊のまとめり選び、セットとして貸出している。

会長：

それでは、概ね意見も出揃ったようなので、次の議題「ウ 滋賀の魅力発信担い手育成支援事業」に移りたいと思う。

事務局、報告をお願いします。

【(1) 平成 27 年度事業について ウ滋賀の魅力発信担い手育成支援事業】

館長：

(資料 6 「滋賀の魅力発信担い手育成支援事業」に基づき、説明・報告)

委員：

3 月 26 日に学校図書館の先生方を集めて会議をするのだが、申込みの手続等について教えてもらいたい。

事務局：

市町立図書館が窓口となり、各市町内の学校へ紹介してもらおう予定。当館と市町の学校が直接やり取りを行うことは難しい。

委員：

図書資料という縛りはあるのだと思うが、パンフレット・リーフレット・データ集などもこのセットを申し込めば一緒にプレゼントするなどの特典があれば良いのでは。本は古くなってしまうが、パンフレット等は常に最新の情報が掲載されていると思うので。

事務局：

来年度もこの事業は継続するので、検討したい。

会長：

それでは、概ね意見も出揃ったようなので、次の議題「(2) 図書館利用についてのアンケート調査およびカウンター調査」に移りたいと思う。

事務局、報告をお願いします。

【(2) 図書館利用についてのアンケート調査およびカウンター調査】

事務局：

(資料 7 「平成 27 年度利用者アンケート結果報告」に基づき、説明・報告)

(資料 8 「平成 27 年度カウンター利用調査」に基づき、説明・報告)

会長：

ただいま、事務局から説明があった内容について、御意見、御質問をいただきたい。

委員：

説明があった内容に対してだけではなく、改めて、県の図書館と市町の図書館の位置づけについて伺いたい。

例えば社会教育の分野なら国があって県があって、市町があって、国が県の支援をし、県が市町の支援をし、市町が直接住民サービスをするといった流れであるが、図書館ではどうなのか。前述の分野と同様に県立が市町の支援をするということがメインの事業と考えて良いのか。先ほどの話の中でも市町を通して申し込むような事業の話もあったが。

また、学校支援事業での県立の役割というのは素晴らしいし、もっと充実させてもらいたいと考えるが、図書館としての住民への直接サービスという点ではどうあるべきなのか。調査結果を見ても、利用者の大部分は大津の住民がということはどう受け止めるのか。県立図書館＝大津市立図書館なのであればこれでもよいが、「県立」図書館であるならば、県民の思いをどのように受け止めるのか、全ての県民に同サービスを提供するための取組を考えるべきではないのか。先ほどの相互貸借の際、市町の反発があるからとあったが、それは公共図書館同士の問題であって、利用者（住民）には関係のないことである。利用者に利便性が及ぶようなこと、例えばITC化を進めるとか、電子書籍等々を含めたハイブリット化を進めるとかをもっと検討すべき。ここに来れない県民はどうするのか。県立図書館として県全域をエリアとした住民サービスをどう展開するのか、それとも市町立図書館支援がメインなのか、県立図書館としての姿勢をお伺いしたい。

館長：

図書館は「図書館法」に基づき設置されており、設置の主体に関わらず、図書館としての機能は全ての図書館が持つべきと考えている。それとは別に市町の図書館の支援のための資料整備、環境整備についても取り組まなければならないと「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で示されている。

どちらを優先するかという話ではないのだが、県立図書館は市町立図書館より先に創立した。県の施策として市町村の図書館の充実を図ることとし、市町図書館への支援に重きを置いた経緯もある。

ただ、県立を利用する住民に対しては「市町の支援がメインだから」と拒むことはできない。本県では、他府県のように直接のイベントなどはほとんど実施せずに、限られた予算は全て資料費に回している。この考え方自体はこれからも変わらないと考える。県立図書館も住民への直接サービスは行うべきだし、実際、全国的に見ても当館での貸出件数は非常に多い。県立図書館の一つの形（ビジネスモデル）をつくってきたのも滋賀県立であると思っている。

県立から遠方の県民は、日常的には市町図書館を利用してもらいながら、どうしても場合には県立も利用してもらおう、という風に考えている。これは滋賀県だけの考え方ではなくて、他都道府県においても貸出しにも力を入れるようになったし、資料整備についても重点を置いている。間違った方向ではないと考えている。

委員：

湖北など遠方にお住まいの方など、県立図書館を使っていない県民の意見をどう拾い上げるか、という問題が残る。例えば、他の図書館がアンケートをされる時に県立図書館の項目を付加してもらおうなど検討してもらってはどうか。

館長：

検討する。

会長：

それでは、次の議題「(3) 平成 28 年度事業」に移りたいと思う。
事務局、報告をお願いします。

【(3) 平成 28 年度事業について】

館長：

(資料 9-1 「H28 政策課題への取り組み」、
資料 9-2 「学校図書館活用支援事業」に基づき、説明・報告)

会長：

ただいま、事務局から説明があった内容について、御意見、御質問をいただきたい。

会長：

質問が無いようなので、次の議題に移る。「(4) 「県内大学図書館とのネットワーク構築」
について」に移りたいと思う。
事務局、報告をお願いします。

【(4) 「県内大学図書館とのネットワーク構築」について】

館長：

(説明・報告)

会長：

ただいま、事務局から説明があった内容について、御意見、御質問をいただきたい。

会長：

質問が無いようなので、次の議題に移る。「(5) 中長期的な県立図書館のあり方」は、
時間の都合上、次回に持ち越しとし、「(6) 県内図書館情勢」に移りたいと思う。
事務局、報告をお願いします。

【(6) 県内図書館情勢】

館長：

(資料 11 「県内図書館情勢」に基づき、説明・報告)

会長：

今の説明は公共図書館関係の経緯なので、学校図書館関係の情勢などあれば説明をお願いしたい。

委員：

なぜ学校図書館に脚光が当たっているのかっていうことを積極的にとらえている。授業改善という側面の中で学校図書館が持つ機能、学習センター、情報センターなどの側面をどのように活用していくのか、どう授業に持ち込むのかが課題。教職員の意識改革をどう図るのかも重要。図書館使ったら邪魔くさいよねという教員の意識を改善していきたい。

委員：

公民館内の図書館には資料が少ない。公民館で講座を持っており、講座の生徒にすごくポピュラーな本を借りに行かせたのに、司書がおらず、図書蔵書状況も調べ方も分からなかった。大きな図書館が出来るのもうれしいが、公民館などの資料整備や司書の整備なども必要ではないか。

会長：

公民館との連携や公民館図書館の今後なども検討の余地があると思う。今後の課題にしたい。

委員：

高校の状況について簡単に。高校生は勉強や部活で忙しく、本を読む暇がない。当校は様々な探求型の授業をしているので貸出冊数も多いが、授業資料が殆ど。できるだけ読書のきっかけを作りたいと始業式などで本の紹介をしている。図書館へは、全生徒670人中250人/日（3～4割）が来館している。鍵はかけていない、本はあまり借り出されないうにしても、居心地の良い図書館を目指している。生徒は、本を読むには時間がないのが現状。

会長：

他にあれば。

生涯学習課長：

生涯学習課としても、高校生に向けた取り組みで、高校生の読書推進として、高校生自身が選ぶ「ハイスクール100選」を選定し、各校へフィードバックしたいと考えている。

会長：

予定の時間も超過しているので、本日はこれで終了としたい。長時間にわたる議論に感謝する。これで平成27年度第2回滋賀県立図書館協議会を終了する。

事務局長：

今回の協議会は、6月第3週～4週を中心に、事務局から、あらためて連絡し、調整を図らせていただく。